

議案第 50 号

桐生市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 5 月 31 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市消費生活センターの設置及び管理に関する条例(平成 8 年桐生市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「桐生市末広町 13 番地の 4」を「桐生市織姫町 1 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日までの間において規則で定める日から施行する。

議 案 説 明

議案第 50 号 桐生市消費生活センターの設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例案

利用者の利便性向上及び相談機能強化を図るため、現在、桐生市保健福祉会館内に設置している桐生市消費生活センターを、桐生市役所新本庁舎内へ移転しようとするものです。